

主な公害関係届出対象施設及び業種等の例

(平成 25 年 4 月現在)

1 特定施設に関するもの

※下記以外にも対象施設がありますので、詳細はお問い合わせください。

(1) 汚水に係るもの（水質汚濁防止法関係） 提出部数 3 部

- ・し尿処理施設（処理対象人員が501人槽以上）
- ・自動式車両洗浄施設
- ・豚・牛・馬房施設
- ・写真自動式フィルム洗浄施設
- ・飲食店（総床面積 420 m²以上）
- ・旅館業（旅館、ホテル、民宿、寮、保養所等）
- ・各種製造業（粗製あん・めん類・豆腐製造等）
- ・弁当仕出屋又は弁当製造業（総床面積 360 m²以上）
- ・洗たく業

(2) ばい煙、粉じんに係るもの（大気汚染防止法関係） 提出部数 3 部

- ・ボイラー（伝熱面積が 10 m²以上又はバーナーの燃焼能力が 50l/時以上）【燃料A重油以上の使用を指導】
- ・廃棄物焼却炉（火格子面積が 2 m²以上又は燃焼能力が 200kg/時以上）
- ・ディーゼル機関（燃焼能力が 50l/時以上）
- ・木材チップの風送施設
- ・打綿機
- ・木材加工機械（帯のこ盤・丸のこ盤及びかんな盤等で原動機の定格出力が 2.25kw 以上）

(3) ダイオキシン類に係るもの（ダイオキシン類対策特別措置法関係） 提出部数 3 部

- ・廃棄物焼却炉（火床面積が 0.5 m²以上又は焼却能力が 50kg/時以上）
- ※廃棄物の焼却施設に二つ以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの火床面積・焼却能力の合計

(4) 騒音・振動に係るもの（騒音規制法・振動規制法関係） 提出部数 2 部

- ・空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 3.75kw 以上）
- ・印刷機械
- ・集じん施設
- ・金属加工機械
- ・木材加工機械（破木機・帯のこ・丸のこ・かんな盤等）
- ・冷凍機（圧縮機を用いるもので、原動機の定格出力が 3.75kw 以上）
- ・クーリングタワー（原動機の定格出力が 0.75kw 以上）

(5) 悪臭に係るもの（悪臭防止法関係） 提出部数 2 部

- ・豚舎（面積 150 m²以上）
- ・鶏舎（面積 400 m²以上）

2 建設工事の作業に関するもの（特定建設作業）

(1) 騒音に係るもの（騒音規制法関係） 提出部数 2 部

- ・くい打ち機
 - ・びょう打ち機
 - ・さく岩機
 - ・空気圧縮機
 - ・ブルドーザー
 - ・コンクリートプラント又はアスファルトプラント
 - ・バックホウ
 - ・トラクターショベル
- を使用する作業

(2) 振動に係るもの（振動規制法関係） 提出部数 2 部

- ・くい打ち機
 - ・鋼球を使用する破壊作業
 - ・舗装版破砕機
 - ・ブレーカー
- を使用する作業

3 届出の期限

下記の期限までに届出をしなければ工事に着手できません。

- ・届出が遅れた場合、工事着手予定日が変更になりますので、ご注意ください。
- ・工事の着手の範囲は、基礎工事を含みます。その工事着手が下記の期限までに間に合うよう届け出てください。

届出期限

- ◎工事着手日の61日前
 - 1－(1) 汚水に係るもの（水質汚濁防止法）
 - 1－(2) ばい煙、粉じんに係るもの（大気汚染防止法）
 - 1－(3) ダイオキシン類に係るもの（ダイオキシン類特別措置法）
- ◎工事着手日の30日前
 - 1－(4) 騒音・振動に係るもの（騒音規制法・振動規制法）
 - 1－(5) 悪臭に係るもの（悪臭規制法）
- ◎工事着手日の7日前
 - 2－(1) 騒音に係る特定建設作業（騒音規制法）
 - 2－(2) 振動に係る特定建設作業（振動規制法）

4 施設設置後に届出が必要となる場合

- (1) 氏名・名称・法人の代表者・住所・所在地が変更した場合
- (2) 特定施設の届出をした者から全ての施設を譲り受け、又は借り受けた場合
- (3) 特定施設の全ての使用を廃止した場合（一時的な停止は含まない）

届出期限は、それぞれの事実が発生してから30日以内です。

遅れた場合には、遅延理由を書いた理由書が必要となります。ご注意ください。

<大気汚染防止法・水質汚濁防止法に関する問い合わせ>

東部健康福祉センター 環境部生活環境課

〒410-8520 沼津市高島本町1-3 TEL055-920-2135 FAX055-920-2103

届出書の様式取得方法について（下記ホームページよりダウンロードできます。）

URL <https://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/03.html?openview&count=10000>

（※静岡県ホームページから、申請書類等ダウンロードサービスを利用してください。）

～問い合わせ・届出書提出先～

熱海市役所 協働環境課生活環境室

〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号

電話：0557-86-6272

FAX：0557-86-6276

E-mail : kankyo@city.atami.shizuoka.jp